

令和3年第2回海部地区環境事務組合議会定例会会議録

令和3年10月13日海部地区環境事務組合議会定例会は、海部地区環境事務組合新開センター2階大会議室に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

1 番	伊 藤 恵 子	2 番	森 口 達 也
3 番	真 野 和 久	4 番	山 岡 幹 雄
5 番	佐 藤 高 清	6 番	平 野 広 行
7 番	森 耕 治	8 番	横 井 敏 夫
9 番	下 方 繁 孝	10番	吉 田 正 昭
11番	八 木 敏 一		

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

1 番	伊 藤 恵 子	2 番	森 口 達 也
3 番	真 野 和 久	4 番	山 岡 幹 雄
5 番	佐 藤 高 清	6 番	平 野 広 行
7 番	森 耕 治	8 番	横 井 敏 夫
9 番	下 方 繁 孝	10番	吉 田 正 昭
11番	八 木 敏 一		

4 欠席議員は、次のとおりである。

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは、次のとおりである。

管理者	愛西市長	日 永 貴 章
副管理者	弥富市長	安 藤 正 明
副管理者	津島市長	日 比 一 昭
副管理者	あま市長	村 上 浩 司
副管理者	大治町長	村 上 昌 生
副管理者	蟹江町長	横 江 淳 一
副管理者	飛島村長	加 藤 光 彦

監査委員	あま市副市長	早	川	安	広
会計管理者		伊	藤	栄	二
事務局長		渡	辺	和	宏
総務課長兼出納室長		大	木	孝	介
八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長		八	神	正	宏
新開センター所長兼上野センター所長		大	森	雅	勝
八穂クリーンセンター所長代理		杉	浦	典	秋

6 職務のため会議に出席したものは、次のとおりである。

総務課係長兼出納室係長	藤	田	充	裕
-------------	---	---	---	---

7 会議事件は、次のとおりである。

日程第1	議席の指定について
日程第2	会議録署名議員の指名について
日程第3	会期の決定について
日程第4 認定第1号	令和2年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第5 議案第3号	海部地区環境事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第4号	令和3年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第1号）について
日程第7	一般質問
日程第8	諸般の報告について

8 審議内容

（午後 2時30分 開会）

○議長

皆さん、こんにちは。

御多忙中のところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の出席議員ですが、11名の予定でございます。ただ、皆さんにお知らせがありまして、3番の真野和久議員が遅れてみえるという連絡が入っておりますのでお知らせいたします。

ただいまから、令和3年第2回海部地区環境事務組合議会定例会を開催いたします。

今回、あま市及び飛島村で議員改選が行われました。選出された議員の仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（愛西市長）

皆さん、こんにちは。

本日は、令和３年第２回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはお忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日予定をしております案件につきましては、令和２年度一般会計歳入歳出決算の認定について、条例の一部改正１件及び令和３年度補正予算１件についてでございます。

御審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

また、事前に配付しました資料と本日配付資料の確認を事務局からいただきます。

○総務課長兼出納室長

それでは、配付させていただきました資料につきまして確認をさせていただきます。

事前配付といたしまして、番号なしの議員名簿、認定第１号「令和２年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、令和２年度主要な施策の実績報告書、過去３年実績、令和２年度海部地区環境事務組合継続費精算報告書、議案第３号「海部地区環境事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」、議案第４号「令和３年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第１号）について」及び経過報告です。

本日議席に御配付したのは、議事日程、番号付きの議員名簿、議案第３号海部地区環境事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表、質問通告書及び八穂クリーンセンター操業期間延長に係る協議についてです。

なお、新旧対照表につきましては、事前配付したものが見にくいため、改めて配付するものです。

お手元にお持ちでない方は、お手を挙げていただきましたら職員がお配りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、全員お持ちであることが確認されました。

直ちに議事日程の順序に従い、会議を進めます。

なお、組合議会会議規則により、質疑は同一議員につき、同一議題について

簡潔・明瞭に３回までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
また、質疑に当たっては自己の意見を述べないようによろしくお願いします。

日程第１、「議席の指定について」を行います。

今回改選された新議員の議席の指定は、会議規則第３条の規定により、お手元に配付してあります議席のとおりとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議席の指定は、お手元に配付してあります議席のとおりといたします。

日程第２、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８５条の規定により、議長において、５番 佐藤高清さん、６番 平野広行さんを指名いたします。

次に、日程第３、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日１日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

続きまして、日程第４、認定第１号「令和２年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

事務局から提案説明を求めます。

○総務課長兼出納室長

認定第１号、令和２年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算につきまして、組合議会の御議決をいただきました予算をもって執行してまいりましたが、ここに決算書としてまとめ、地方自治法第２３３条第３項の規定によりまして、監査委員の意見をつけ、議会の認定に付するものでございます。

なお、決算の説明につきましては、１０月１１日の議案説明会で説明させていただきましたので省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長

説明は終わりましたが、併せて監査委員から決算審査の報告並びに審査意見の発表をお願いいたします。

○監査委員

それでは、監査委員を代表しまして、決算審査の結果報告及び審査意見を述べさせていただきます。

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和２年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算及び実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに係証書類、諸帳簿類を令和３年７月２９日に下方監査委員と共に審査した結果は

次のとおりでございますので御報告申し上げます。

計数につきましては、歳入歳出関係諸帳簿及び証拠書類の審査を実施した結果、決算の計数は正確であり、内容も適正でありました。

次に、予算執行の状況であります。歳入は、本組合の主要財源であります市町村負担金をはじめ、ごみ処理手数料、電力売却収入などその他の歳入についても収入未済額が生じておらず、良好に歳入されておりました。

歳出は、ごみ処理業務及びし尿処理業務について、おおむね順調に処理され、それらに伴う予算執行についても適正に行われておりますが、施設の老朽化が進んでいるため施設の維持管理と安定操業に努めるよう求めました。

また、コロナウイルス感染拡大の影響により、構成市町村の税収入の増加は見込めず、厳しい財政状況が予想されます。あわせて、基幹改良工事に伴う起債の償還金は今後ピークを迎えるため、電力売却収入等の財源を確保するように努め、歳出削減のため効率的な施設管理と運営を行うように求めました。以上でございます。

○議 長

決算審査の報告並びに審査意見の発表は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○1 番（伊藤恵子君）

歳出のほうで、説明会の際にもちょっとお尋ねして、後でお答えいただけるということだったんですけど、総務費の全体的な総務管理費ですね。これが令和2年度決算では3億3,100万円余支払われていたのが、1億9,000万になっているという、大変元年度と比べて減少しているんですけど、この理由について御説明ください。

○総務課長兼出納室長

総務費の支出につきましては、令和元年度のほうで財政調整基金のほうで2億4,000万ほど出ておまして、そちらの金額のほうが大きいのので令和2年度のほうで相対的に少なくなっているという形になります。以上でございます。

○1 番（伊藤恵子君）

財政調整基金が総務管理費の中に含まれていると見た場合、1億4,000万ほど財調に積み立てた支出金がここに入っているということによかったですか。

○総務課長兼出納室長

財政調整基金のほうで総務費のほうから歳出されているということでございます。

○事務局長

決算書の17ページのほうに総務費のところでは24節積立金というのがあります。

例えば、令和２年度の決算書の17ページに財政調整基金積立金というのが3,200万ありますが、これが元年度は２億四千何円だったから、その分が減っているということでございます。

○１番（伊藤恵子君）

こちらの説明資料の中で、処理費総額の内訳ということで八穂クリーンセンター関係ですけど、委託料が例年より少し多いような気がするんですけど、何か委託料について令和２年度はどのようなことで多くなったんでしょうか。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

令和２年度の委託料につきましては、タービンの開放の点検の年でございましたので、その分が高くなっているものでございます。以上でございます。

○議 長

他にありませんか。

○２番（森口達也君）

それでは、ちょっと１点お聞きしますけれども、決算書の21ページの歳出の２項１目12節の委託料の不用額に関してお聞きしますが、３点ね。

まず、１点目として、12節の委託料の172万8,646円の不用額と14節の工事請負費の145万2,000円と、あと３項１目10節の需用費の118万3,095円の不用額。それぞれ、ちょっと支出済額に対しての不用額の割合が多いのかなという気がするんですけど、先ほど監査委員さんのほうからの説明で、歳出削減のための効率的な施設管理と運営を行うよう求めるという監査委員さんの御意見がございましたけれども、それを含めた上で削減をされたのか、それとも予算執行の段階での誤りがあったのか。そこら辺のところをこの３つの項目に関してお答えいただけますか。

○新開センター所長兼上野センター所長

まず、工事費につきましては、上野センターの薬品タンク更新工事を見送ったことによるもので、令和２年の予算作成時に薬品タンクのほうの漏れが発生したもので、それでも職員のほうで応急措置を行ったところ、予算措置をしながら応急処置を職員でやったら、もう漏液が止まったので、経過観察でいけるということで更新を見送ったものでございます、工事の減額については。

委託に関しましては、脱水汚泥の資源化搬出量を委託でやっています、その搬出量が少なかったために減額になっております。不用になっております。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

最終処分場費の需用費の118万3,095円の残額についてでございますが、主な残額につきましては修繕料でございます。修繕は計画的にはやっておりますが、どうしても突発的な修繕がございますので、そういった修繕に備えて組んであるものでございますので、減額補正ができないものでございます。以上でござ

います。

○2 番（森口達也君）

そうしますと、先ほどの監査委員さんの、先ほど言いましたように歳出削減のための効率的な施設管理と運営というところに関しての、こういう部分を削減を努力したというところは、この中にあるのかどうなのか。そこら辺だけちょっと教えていただけますか。ほかの項目のところでも、こういう削減をした、経費を支出するのをやめたというか、そこら辺をうまくやりくりしたというところがあれば教えてください。

○新開センター所長兼上野センター所長

見直しを行ったというところは、先ほどの薬品タンクを職員で対応して止まったので見送りして、次に職員のほうで手に負えなくなってから考えようかという先送りしたものと、あと機器整備につきましては、過去も定期的に整備を行っており、その都度修繕や更新が必要なものはその都度更新等を行って随時対応しておって、あと過去の実績などから整備計画などをつくって、いろいろ延ばせるものは延ばしていこうかというのを職員のほうで検討しながら、整備計画を持って対応しております。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

最終処分場の修繕料に関してでございますが、こちらも同じく職員で修繕できるものは職員で修繕をして対応して、削減に努めております。以上でございます。

○議 長

他にありませんか。

○4 番（山岡幹雄君）

決算書のP20、21の3款処理場費、3項最終処分場費、1目運営費、12節の委託料の焼却残渣運搬処理委託料について質問させていただきます。

先日の説明で、5,800トン进行令和2年度に埋め立てたという説明がありましたが、この埋立てはどういうところに処理しているのかと、あとこれは埋立期間がいつまでできるか。その辺と、あと先日7月頃の熱海での土砂崩れの事故後、その後に何か協議されたか、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

どのようなところに埋めているかということでございますが、こちらの主要な施策の実績報告書の11ページに最終処分場のことが書いてございますけれども、約5,800トンを埋め立てしているのが、公益財団法人の愛知臨海環境整備センターでございまして、武豊町にある処分場でございます。武豊町にある処分場は海面の埋立てでございまして、海面に埋立てをしておるものでございます。あと、残余年数につきましては、後日回答をさせていただきたいと思

ます。

何か協議されたかということでございますけれども、特にそういった協議はしてございません。以上でございます。

○4番（山岡幹雄君）

ありがとうございました。

海面に埋め立てておるということですが、これは毎年多くのトン数を持っていかれると思うんですけど、実際、半永久的にその場所へ埋め立てるということは多分ないかと思うんですけど、次期処分場とか場所を検討したことがあるか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

次期の処分場につきましては、この地域内で組合の処分場として検討はしてございません。あと、ほかの処分場につきましては、民間の処分場がございますので、そういったところを危険分散のために検討をしておるところでございます。以上です。

○議 長

他にありませんか。

○3番（真野和久君）

今回の決算の中で、事前の説明会のときにも塩田の利用量が減ったという話がありましたが、当然それぞれの市町村が、今回は特に令和2年度は新型コロナウイルス対策でかなりの予算を使っています。そういう点で、この環境事務組合としてコロナの影響についてどういうふうになっているか。例えば、歳入で減ったもの、増えたもの。ごみが増えたというところもあると思うんですけども、そうした問題とかも含めて、またあとコロナ対策で今日でもそうですけれども、ああいうアルコールのものとかを購入されたとか、あるいはアクリルのパーティションとか、そうしたものを購入されたと思うんですけど、そうした対策ですね。どんな対策をしてどのぐらいの費用を使ったのかについて、この予算書では特別に書いていないので、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○総務課長兼出納室長

新型コロナウイルスに関する対策についてでございますが、各所属それぞれで行っております。総額といたしましては、36万ほどの消耗品などを購入しております。内容としましては、消毒液のディスペンサーであったりだとか卓上のパーティション、あとは消毒液などの購入に充てたものでございます。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

ごみの搬入につきましては、家庭ごみにつきましては若干の増でございます。事業系のごみにつきましては、若干の減、約7%の減となっております。

以上でございます。

○議長

他に。

○11番（八木敏一君）

決算書の19ページなんですけど、第2期基幹的設備改良工事で12億1,500万が上がっているんですけど、それでこれはごみ焼却処理施設の機能保全の延命化を図るためにやっているということなんですけど、この延命化の期間というのはどのくらいだということをみてみえる。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

今年度が最終年度でございますので、その後10年間の安定した運転を期待して工事をしたものでございます。

○11番（八木敏一君）

その後の展開はどんなようなことになるかと考えてみえるか、10年後の。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

また10年後、どうしていくかということでございますが、毎年定期整備をして状態を確認しておりますので、こういった方向で正しい整備ができるかということで毎年検討しております。また10年後に基幹改良工事をするのか、小修繕でいけるのかというところ、それか全更新なるのかを検討していきたいと考えております。

○議長

他によろしいですか。

○1番（伊藤恵子君）

実績報告書の8ページなんですけど、入札のことが書いてありまして、一番下のアンモニア水供給ポンプ更新工事、英和株式会社というところなんですけど、入札執行調書を見ますと、予定価格は605万で落札価格が209万と。35%の落札率で、いろいろ見てみますと20%台の落札があったり、かなり低い落札があったりするんですけど、これの最低価格というのは全てないんですけど、どうしてこのように低い落札率であったのか。かと思うと、予定価格よりみんな大きくて、2回3回やられているのもあるんですけど、この価格について、どういうふうに予定価格を出されているのか。

この前の説明会のときにも、ちょっと一覧表で出してくださいと言ったんですけど、ぜひ落札率の一覧表を以前出していただいたので、出していただきたいなという要望です。ちょっと今回、こういう落札率が非常に低いところがあるので、その辺のところをご説明お願いします。

○総務課長兼出納室長

すみません。先ほど、落札率の一覧表ということでございますが、確認をし

てみたんですけれども、以前にそういったものを出したという記録はちょっとございませんでした。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

八穂クリーンセンターの工事等の設計につきましては、業者の参考見積りを取ったりですとか、あと全国都市清掃会議の設計を基にして設計をしておりますが、このアンモニア水供給ポンプに関しましては、入札に参加していない業者から見積りを取ったポンプが高かった、高い見積りが来ていたということが原因でありました。以上でございます。

○議 長

他にありませんか。

○7 番（森 耕治君）

22、23ページの3款4項1目のところで、廃乾電池処理費の運営費のところですが、ちょっと私、この予算の段階でこの事務組合におりませんので、はっきり分からないんですけれども、大体推察するに、予算の執行率というのは90%を超えて、ほかの予算というのはやられているように見受けられるんですけれども、この項目のところだけは八十何%ぐらいなのかな。84%ぐらいだったのかな。何かそういう執行率がちょっと低めに抑えられているような気がするんですけれども、これについて何か要因があったのかどうか、その辺りについて伺います。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

廃乾電池等処理委託料の予算につきましては、市町村の搬入予定を基に予算を立てておりまして、こういった予算となっております。結果、市町村からの搬入量に応じて受託の収入というか、負担金をいただきますので、それを財源として充ててございます。

○議 長

他にありませんか。

〔挙手する者なし〕

他にないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

最初に原案に反対の方の発言を許します。

○1 番（伊藤恵子君）

それでは、ただいま上程されました令和2年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の反対の討論をさせていただきます。

今回も平成30年度から始まった第2期基幹的設備改良工事、当初の予算を大幅に上回って50億円をかけるというようなことでありましたけれども、こ

の50億円の中身がなかなか審議が十分でなかったと私は思っています。歳出根拠も明確になっていなかったのではないかと考えているんですね。

この工事は、当初、長寿命化計画としてやられたんですけど、地元との協議ということで、途中で期間を5年間短縮するというようなことも行われました。

そういうことに当初から反対しております。

令和2年度も12億2,200万円という予算が執行されております。それに対しては当初から反対しておりました。

もう一つは、No.1 低速回転式破砕機、これが調査して直す予定だった工事費が1,980万計上されていたんですけど、直すお金が莫大になるということでこれが取り下げられまして、64万9,000円はさらに事務的なことで執行済みということなんですけど、たしかこれは令和元年度も修理費とか修繕とか、かなりたくさんお金を使っておりまして、No.2 も早くから停止をしておりますし、この辺も計画的な運営がされていなかったのではないかなあと考えますので、今決算に反対いたします。

○議 長

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号「令和2年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第1号「令和2年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定されました。

続きまして、日程第5、議案第3号「海部地区環境事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局から提案説明を求めます。

○総務課長兼出納室長

議案第3号「海部地区環境事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について」、提案理由を申し上げます。

提出させていただきました議案は、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに伴い、所要の規定の整理をするものです。

内容につきましては、議案末尾の要綱にて御説明させていただきます。

改正内容としましては、1. 押印の廃止等に伴い、服務の宣誓について整理するものです。2. 字句の整理をするものです。

施行の期日につきましては、公布の日から施行するものです。

以上で提案説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○1 番（伊藤恵子君）

今までと違って、任命権者の定める上級の公務員の面前において署名押印をしなければならないということが廃止になったわけですが、現在どのような服務規程の宣誓がされているのか、現在の状況を教えてください。

○総務課長兼出納室長

現在につきましては、書面において提出していただいております。

○1 番（伊藤恵子君）

面前においてということは、上級職員の目の前で、面前で署名捺印をしている、今はそういうふうにやってみえるんですか。

○総務課長兼出納室長

4月1日に面前で、採用時に書面のほうを頂いております。

○1 番（伊藤恵子君）

今まで面前であったのが、今度はメールか何かでもやり取りできるというふうな施行もできるんですかね、面前じゃなかったら。押印はなしで。

○総務課長兼出納室長

メールとか、そういった電子的なものは想定をしておりません。あくまで書面において提出をしていただくということで考えております。

○議 長

他にありませんか。

○7 番（森 耕治君）

今の署名の部分なんですけれども、署名をすることが省かれるということになりますので、これはどうやって本人確認をするのかと。本人の確認というのをどういった形でこれはやられるんですかね。

○総務課長兼出納室長

押印については省略となりますけれども、署名については本人に署名していただきまして、直接提出していただくつもりでおります。

○7 番（森 耕治君）

分かりました。

○議 長

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、他にないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第3号「海部地区環境事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第3号「海部地区環境事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

○9番（下方繁孝君）

議長、決算認定が終わったので、監査委員はもういいですか。

○議長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、引き続き進めます。

続きまして、日程第6、議案第4号「令和3年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

事務局から提案説明を求めます。

○総務課長兼出納室長

議案第4号「令和3年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第1号）」につきまして御説明させていただきます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,153万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億64万2,000円とするものでございます。

8、9ページをお願いします。

詳細につきましては、歳出から御説明をさせていただきます。

3款処理場費、1項ごみ処理費、1目運営費、補正額4,153万2,000円の増額です。10節需用費1,840万の増額のうち、燃料費は灯油の単価の上昇及び使用料の増によるもの。修繕料は、高額な修繕が増えたことによるもの。14節工事請負費1,745万円の増額は、巻き上げドラム溝の減肉及び巻き上げリミットスイッチが劣化したため更新を行うもの。18節負担金補助及び交付金568万2,000円の増額は、VCTの検定有効期間満了に伴い、業者が施工する取替工事の費用を負担することによるものです。

6、7ページに戻っていただきたいと思います。

歳入について御説明をさせていただきます。

4款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入2,274万1,000円の増額は、土地を売却したことによるものです。

6款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,515万8,000円の増額は、歳出額が増加したことにより基金を取り崩すものです。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金363万3,000円の増額は、前年度繰越金です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○2番（森口達也君）

歳出で、先ほど需用費の修繕料で、高額な修繕項目が増えたというふうにおっしゃいましたけれども、具体的に教えていただけますか。どの項目でどういう修繕が増えたのか、教えていただけますか。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

焼却炉のごみの投入ホッパの摩耗が分かりましたので、その修繕に充てるものでございます。それが500万円でございます。あと、アルミ選別機、磁選機と申しまして、破碎した後のごみからアルミや鉄を選別する機械がございすけれども、その修繕で410万円発生したものでございます。あと、機器冷却水冷却槽の修繕で350万程度かかったものでございます。以上でございます。

○2番（森口達也君）

最初に言われた投入ホッパの500万円に関しては、重要な部位だと思うんですよね。これに関しては、日頃からのメンテだとかチェックというのは、そういうのってやっているといると思うんですが、いきなりこれの高額な修繕料が発生したというのは、どのように管理して、どうして投入ホッパの摩耗というものが発覚したのか、そこら辺のところを教えてください。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

ここは毎年肉厚を測定してメンテをしておるところでございますが、業者と確認をして、肉厚の残りを確認しておるところでございますが、本年度につきましてはその想定を超えて減肉が進んだものでございます。

○議 長

他にありませんか。

○11番（八木敏一君）

歳入で、繰越金がこれは全額今回入っているんだけど、地方財政法の第7条もあるんだけど、その辺はどう考えておるのか。

○総務課長兼出納室長

基金の繰入金のところではよろしかったですか。

○11番（八木敏一君）

要するに、繰越金が、決算のやつがそのまま今回上がっているわけ、この補正に。地方財政法の7条でいうと、2分の1を下らない額をとっていることを言っているでしょう。それをどう考えているかということ。

○総務課長兼出納室長

繰越金につきましては、財政調整基金のほうに積立てをするつもりで考えております。

○11番（八木敏一君）

いつやる予定ですか。

○総務課長兼出納室長

積立てにつきましては、年度末に予定をしております。

○議長

他によろしいですか。

○1番（伊藤恵子君）

歳出のほうで、先ほど高額の修繕が続いたというんですけど、14節の工事請負費、クレーン設備改修も、劣化をしたと。何年たっていて、メンテとか取替え時期だったのではないかということと、その下の負担金補助及び交付金も、計器用変成器というのは、今年で期限が切れると前もって分かっていたわけですので、当初予算でなぜこれが計上されていなかったのかということとを2つ、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

ごみクレーンの巻き上げドラムにつきましては、昨年度から摩耗傾向だということは把握しておりまして、来年度に計画をしておりまして。それで今年度、クレーンの性能検査を受けたわけですが、そのときに検査員から、不適合ではないんですけども、そろそろ修繕をされたほうがいいですよというアドバイスを受けたので、今回工事をするものでございます。

あと、ガス絶縁設備の変成器でございますが、VCTですね。ガス絶縁設備直結型計器用変成器の検定は、現地による再検定と取替えによる検定がございます。安価な現地による再検定に向け、中部電力と事務手続を進めてきておりましたが、八穂クリーンセンターに納入されているVCTは生産が終了しており、メーカーもしくはメーカー外の現地再検定が可能か中部電力と協議を続けておりました。

検定方法が確定できなかった予算策定時において、明確な予算の執行科目と金額を把握することができなかったため、検定方法を確定した後に補正予算として確保したほうが最適だと判断をいたしました。以上でございます。

○1番（伊藤恵子君）

その安価な検定のほうは予算要求に載っていたんですか。そのままの負担金が増えたのか、もともと何も計上されていなかったのか、どちらですか。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

検定のほうは載ってございました。

○1番（伊藤恵子君）

もう一度お願いします。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

計上はされておりませんでした。

○議 長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、他にないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論もないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号「令和3年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第4号「令和3年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決されました。

○議 長

それでは、暫時休憩いたします。

それでは、3時30分から開始します。それまで暫時休憩いたします。

（午後 3時20分 休憩）

（午後 3時28分 再開）

○議 長

それでは、皆さんおそろいですので再開させていただきます。

続きまして、日程第7、「一般質問」を行います。

質問方法は一括質問、質疑は一括質問を含めて3回まで、持ち時間は答弁の時間を含めてお一人15分までとします。お手元に配付のとおり進めさせていた

できます。

順番に発言を許します。

○ 1 番（伊藤恵子君）

それでは、一般質問させていただきます。

先回の質問で、ぜひ議事録をホームページに載せてくださいと言いましたら、載せていただいております。だけど、以前のもできれば載せていただけると。前回のだけしか載っていないので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、通告書に従って一般質問させていただきますが、1つ目は今、非常に課題となっております地球温暖化対策に関する件です。

1 番目は、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正されました。簡単に改正のポイントを御説明ください。

そして、組合として現在の温暖化対策の取組についてであります。これについて4点ほど伺います。

今、当組合の温室ガス排出量はどのように推移しているのか。

2 番目に、第2期基幹的設備改良工事で二酸化炭素排出を抑制するという事業費、交付金事業で2分の1、16億円が交付され、全体で32億円をこの事業に使っていると思いますが、その効果について御説明ください。

工事を請け負っている三菱重工環境・化学エンジニアリングは、年間約5.45%以上のCO₂排出量が削減できるとしておりますが、この検証についてはどのように行っていくのか御説明ください。

あと、ソフト面でお聞きします。

温暖化対策として、出前講座やリサイクルフェアを開催されていますけれども、現在の状況と今後の予定についてお聞かせください。

大きな3点目としては、法改正後、海部地区環境事務組合温暖化対策実行計画についてとありますけれども、ホームページから見ますと平成23年度で終わりになっている実行計画がありました。当組合として、削減目標をどのように掲げているのかということですね。それと、この見直しをするべきではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。その中に、この基幹的改良工事、こういったものはどのように位置づけられるのかもお答えください。

地球温暖化対策は待ったなしの事業でありますので、本組合が構成市町村のリーダーシップを取ってほしいと、こういう環境問題でも、ぜひ地域一丸となってやる必要があると思うので、この辺の目標値、取組についてお答えください。

要旨4になっておりましたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律については、後で真野議員が同じ項目で質問されるので、私のほうは割愛したいと思いますので、まず1回目の質問としてお答えください。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正でございますが、令和３年度に改正がされまして、2050年カーボンニュートラルを基本理念とし、脱炭素の取組を行っていくことが明記され、国、地方自治体、事業者、国民の役割が明確化されました。

また、地域での再生エネルギー活用や企業における温室効果ガス排出量報告の原則デジタル化等も規定をされております。

現在の温暖化対策の取組でございますが、海部地区環境事務組合の３センター合計の温室効果ガス排出量は、平成25年度が４万1,819トン、令和２年度が２万4,918トンと約40%の削減となっております。

第２期基幹的設備改良工事の総額でございますが、48億6,000万でございます。そのうち、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金の交付対象額が32億742万3,987円で、交付金の金額は16億371万1,000円でございます。

この工事の効果としましては、施設の延命化、省エネ効果によるＣＯ₂削減、処理の安定化を見込んでおります。

業者によるＣＯ₂排出量の検証でございますが、工事着手前にデータを取っておりまして、それと同じ条件で施設稼働に伴うＣＯ₂排出量を比較し、ＣＯ₂削減率を算出いたします。

あと、ソフト面の関係でございますが、令和３年度は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置のため、可能なときにのみ開催をしておりました。環境学習教室は４月に開催をし、20名の参加がありました。出前教室は２件実施いたしました。

今後につきましては、環境学習教室は毎月開催を予定し、出前教室についても学校等から要請があった場合には対応をいたします。ただし、緊急事態宣言等が発令されていないことが条件でございます。

リサイクルフェアは令和元年度で終了しております。自転車の搬入が減ったこと、自転車、家具を直す職員がいなかったため、他の啓発を検討中でございます。

あと、法改正後の温暖化対策実行計画についてでございますが、組合として温室効果ガスの排出削減目標は決めておりません。ただし、ＣＯ₂のほうで削減の目標を定めております。ただし、温室効果ガスの排出量は把握しております。

あと、組合の温暖化対策の実行計画でございますが、平成23年度の改正を最後に、エコアクション21での温暖化対策を進めて、認証も受け、更新審査も受け、エコアクション21を実行計画としてまいりましたが、実行計画の改正を検討いたします。

あと、エコアクション21の中で、この第２期基幹的設備改良工事を位置づけ

ておりますのが環境に配慮した推進事業という項目がございますので、その中に規定をしてございます。以上でございます。

○ 1 番（伊藤恵子君）

温暖化対策実行計画が平成23年度をもって見直しされていないということで、今のエコアクション21、これはやっぱり単なる活動のレポートであって、短期なんですね。3年間の目標というね。2050年のカーボンニュートラルと2030年までにそれを加速しようというときに、やっぱり10年、20年先のことを計画した計画の見直しをぜひやっていただきたいなと思っています。

なかなか、すごくお金を使った機械がどうなるかと思ったら、検証して、その検証をしながらということですので、これも推移を見守っていききたいなと思います。

出前講座についても、学校だけじゃなくて、やっぱり社会人とか、それは地域でやらなきゃいけないんですけど、そういうもののPRというか、啓発をしていただきたいと思います。

2点目の組織の体制に関する件でお尋ねします。

ちょっと私、間違えまして、これは中長期計画ということで訂正させていただきたいんですけど、現在の職員の配置ですね。この中長期計画の中では、効率化のために人員削減をしていくということで、10年間で15人を削減すると書いてありますけど、どんな部署を減らしていくのか。今の人員減、現在の状況とその影響についても御説明ください。

この中で、高年層の退職者が増えて事務継承が不十分としておりますけど、現状はどのように事務継承しているのか。

もう一つは、技能労務職、いわゆる現業さんと言っていたんですけど、一般行政職の採用時の職務条件について、一般職で採用されたのに技能労務職に配属されるなど、採用条件と違う職務内容で働かせるということは労働法などに抵触しないのかどうか、その辺をお伺いします。

今、そうした現業の現状、ごみ展開検査機とか、プラットホームの監視員でありますとか、資源選別作業員など、事務職採用の職員が働いているんだと思うんですけど、この辺も教えてください。

高齢者・障害者雇用、現状と今後の予定、アウトソーシングについてはどのように考えていらっしゃるのか、お答えください。

○総務課長兼出納室長

令和2年度から10年間で15名削減して、どの部署を減らすかということでございますが、中長期計画の中にアウトソーシングの計画がございます。アウトソーシングする計画の業務としましては、し尿処理施設の運転業務、ごみ処理施設の資源化業務がございますので、これらについて検討を進めてまいりたい

と考えております。

続いて、人員減の影響についてでございますが、現在のところ、定年退職された職員を再任用職員として活用していることもございますので、特に影響は出ておりません。

現状の事務継承についてでございますが、経験豊富な再任用職員に施設操業のサポートをしていただくのに併せまして、操業のためのノウハウ等の技術継承をしてもらっております。

技能労務職及び一般行政職の採用の条件についてでございますが、現時点において、組合には技能労務職員はおりません。一般行政職の採用時の条件についてでございますが、採用試験時において、事務職員のほか技術職員として機械系、電気系、化学系を区分して採用試験を実施しております。事務職員として採用された職員が現場作業をすることについてでございますが、事務職員であっても一時的な応援等も含めまして、現場作業に従事することについて、特に問題はないものと考えております。また、従事している職員のモチベーションについてでございますが、職員一人一人の適性、能力などを考慮しまして、モチベーションが下がらないような適材適所の配置に努めていきたいと考えております。

技能労務の現状ということでございますが、展開検査機、監視員、資源選別作業員ということでございますが、展開検査機につきましてはできる範囲で定期的な実施について検討していきたいと考えております。監視員につきましては、ごみ分別について厳しく指導を行っていることと、構成市町村との調整も行うことから、こちらにつきましては職員による対応が必要であると考えております。資源選別作業員につきましては、現在津島市のシルバー人材センターの派遣を受けまして実施しておりますが、派遣の継続が困難になってきたという話がありましたので、運転管理会社への委託を検討したいと考えております。

高齢者・障害者の雇用の現状と今後の予定につきましては、高齢者雇用につきましては定年退職者のうち、希望される方を再任用職員として雇用しております。

障害者の雇用につきましては、現在、法定雇用率を満たしておりますので、障害者の採用につきましては現時点では検討をしておりません。

アウトソーシングについてでございますが、アウトソーシングにつきましては職員数の状況を考慮しながら検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○ 1 番（伊藤恵子君）

15分ですので時間がありませんが、やはりさっき課長が言われたみたいに、職員さんのモチベーションが下がるような職場というのはね。例えば、職員さ

んが全体を把握するためにいろんな部署で働いていただく、経験していただくことはいいんですけど、その場その場で目的意識を持って働くということも必要ですし、やはり今、ごみ展開機が壊れていて手作業でやるとか、そういうこともありますので、その辺のことも含めて……。展開機じゃないか。低速回転何とかという難しい、あれを手作業でやるとか、いろんなことが起こると思うんですけど、やはり職員さんがこういう仕事をしようと思って来たのに、なかなかできないという思いがあるとモチベーションが下がりますので。

先ほど、障害者枠については適用しているということですが、今はそういうアウトソーシングした中で障害の方を雇用できる、拡大につながることもできると思いますし、中長期計画の中で、5年後には職員を43名にする、10年後には35名にするということが書かれてありますので、職員さんたちも非常にこの削減の中で大変だと思っておりますので、職種によって十分に検討していただいて、職務を果たしていただきたい、進めていただきたいと思っておりますので、最後にその辺のところをお答えいただいて質問を終わります。

○事務局長

職員につきましては、現在も特に技術職、先ほど言いました機械、電気、化学を中心に募集をしておるところですが、なかなか思うように採用まで至らないというのが現状でございます。

ですので、その辺も考慮しながら今後組織の体制だとか、アウトソーシングのことも進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議 長

これで伊藤恵子議員の一般質問を終わります。

次に、真野和久議員、よろしくお願いします。

○3 番（真野和久君）

それでは、私のほうから2件、質問をしたいと思います。

まず1件目は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行による八穂クリーンセンターのプラスチックごみ処理の対応についてということとであります。

八穂クリーンセンターのごみ処理に関しては、基本的にプラスチックごみに関しては焼却ということでやられていますけれども、そうしたものが今回の促進法によって、大きくプラスチックに関わる処理が変わってくるということは御存じだと思います。

令和4年6月11日から促進法が施行されますが、それによっていわゆる再資源化というのが結構厳しくやられることになってきます。一般的なプラスチックでいうと、今のペットボトルだけではなくて、いわゆるプラスチックのおもちゃとか容器とか、そうしたものを含めて再資源化をしていかなきゃならない

ということで、当然市町村もそれをやっていかなきゃならない状況になります。

そうしてくると、プラスチックの搬入量が減るということが考えられるわけですが、そうした場合、例えば今、電気をつくっていますけれども、発熱量の減少による売電への影響とか、あるいは薬剤費減少による運転経費の減少なども含めてメリット・デメリットがあると思いますので、その影響についてお尋ねをします。

また、こうしたことで搬入量が減少した場合、センターの維持管理費にどのような変化が生ずるのかについてお尋ねします。

1 件目の 2 点目として、市町村の分別・回収への影響についてであります。

市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集と、それから分別収集物の再商品化のための体制とか施設の整備がこの法律によって求められていくわけですが、こうした点で御存じの点があれば、どのような影響があるか教えていただきたいというふうに思います。

2 点目として、管理者会や担当者会議で、令和 4 年 6 月からのこの法律の施行に対応して、分別・リサイクルの方法の変更などが話し合われているのかをお尋ねします。また、そうしたことがなければ、さらに今後話し合っていくことがあるのかについてお尋ねしたいと思います。

当然、このプラスチックの処理に関しては市町村が責任を持つということになっていますが、やはりそうした処理を効率的に行うために、環境事務組合が関わっていくということも考えられると思います。実際、今のところ電池とか、そうしたものは共同でやっているわけですし、瓶の処理に関しても非常に今困っているところもありますので、そうした点も含めてお尋ねをします。

それから、2 件目として、No. 2 の低速回転式破砕機についてです。

これは、今回 No. 1 を入れ替えるということの中で、ずうっと使われてこなかったということが非常に明らかになってきたわけですが、No. 2 に関しては不燃物とか粗大ごみなどを基本的に破砕するためにあったわけですが、いわゆる家電リサイクル対象品などを含めてやっていますが、この破砕機を稼働してこなかった理由についてお尋ねをしたいと思います。

ただ、この破砕機に関しては、焼却場の建設当初から当然設置をされてきたと思いますけれども、当然、国費としての補助金等も入っていると思いますので、そうしたものが入っているかどうかについて確認をしたいと思います。

こうした補助金等が入っていれば、3 点目として、一応確認したところ平成 18 年ぐらいだと思うんですけども、それ以降利用されていないとなると、補助金の返還義務とかは生じないのかなと思いますので、可能性もあるのかなと思いますので、その点についてお尋ねをしたいと思いますのと、何も使わずにどんどん減価償却をされていくというのは非常にもったいなかったと思いますの

で、その点の損害についてお尋ねをしたいと思います。

それから2つ目として、災害時の対応について。

No.2の低速回転式破碎機は、今後、当然動かさないということでそのままというような話もありますが、ただ高速回転とNo.1の低速回転機だけで今のところ現状は運用されていますけれども、その点、広域処理、例えば災害などによる広域災害などによる場合に、こうしたものは当然、破碎機の稼働が大きく増えていくわけですが、そうしたときにそれで大丈夫なのかということが非常に懸念されます。災害廃棄物の処理が滞ることが懸念されますので、そうしたことでいうと、やはりNo.2というものも稼働できるような状況に戻していくのが必要ではないかというふうに思うわけですね。

当然、広域の災害になれば、うちからほかへ回すということもなかなか難しくなると思いますので、そういう意味では自己処理能力を上げていくことが必要ですので、その点についてどうなのかについて見解を求めます。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

プラごみの一括回収でこういった影響が出るかということでございますが、あくまでも想定でございますが、プラスチック資源循環促進法により、プラスチックの搬入が減った場合、メリットとして焼却ごみ量の減、低速破碎機の運転時間の減、薬剤使用量の減が想定されます。デメリットとしましては、ごみ質の低下による助燃のための灯油使用量の増、ごみ質低下による発電量の減、受電量の増などが考えられます。

維持管理費でございますが、総合的には維持管理費が現状と比較して増加することが想定されます。

市町村の分別回収への影響でございますが、詳細は国が政省令を検討中であるため分かりませんが、分別基準には影響があると考えます。

あと、管理者会や担当者会議で話し合われているかということでございますが、今までは議題としておりません。今後は国の動向を把握し、情報を共有してまいりたいと考えております。

あと、No.2の低速の件でございますが、不燃ごみは不燃性粗大ごみを処理する高速回転式破碎機でも処理が可能であり、高速回転式破碎機のみで処理が可能です。平成25年から施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法も不燃ごみが減った理由の一つと考えております。

No.2低速が国庫補助を受けているかという点でございますが、No.2低速回転式破碎機も国庫補助を受けております。

あと、18年度以降、利用されることもなくというところでございますが、整備は平成18年までしかやっておる記録がないんですが、使用は平成25年度まで

稼働実績がございまして、減価償却の損害は発生しておりません。平成25年以降、No. 1 へ部品を使用したため、現在は使用できない状態となっております。稼働開始から10年経過しているため、補助金の返還は必要ありません。

災害時の対応についてでございますが、災害時は腐敗する可燃ごみ処理が優先となります。No. 2 低速回転式破砕機と高速回転式破砕機を同時に稼働させると、後段の磁選機やアルミ選別機的能力が不足します。また、不燃ごみといっても、かさで言えば半分以上が可燃物であるため、No. 2 低速回転式破砕機と高速回転式破砕機を同時に稼働させますと大量の可燃ごみが発生し、ごみピットへの可燃ごみの受入れの支障となることが想定されます。

災害時を想定してNo. 2 低速回転式破砕機を稼働させる状態まで整備し、それをその後、維持管理するとなると相当な経費を要しますので、災害時のために整備することは考えておりません。以上でございます。

○ 3 番（真野和久君）

それでは、再質問のほうに行きたいと思います。

プラスチックの法律が変わると、当然いろいろとプラスチックごみが減るということで、その点で今のクリーンセンターでのごみの焼却のやり方の中で、やはり重油等がいろいろ増えてくるということではなかなか大変だということは分かりました。

それについても、今後増加することに関しては、これを仕方がないと捉えるのか、その点どういう形でやるのが一番よいのかについて、組合としての考え方をお尋ねしたいというふうに思います。

それから、2 目として、市町村の関係ですけど、国の動向を見て、当然話し合うべきときに話し合うということだとは思いますが、今のところプラスチックごみの処理に関しては、それぞれの市町村がどこかの業者と契約して再処理をやっていくというような方向にはなるというようなことが法律の関係のあれには書いてあるんですが、なかなかそんな業者は大変だと思うので、そうした点が非常に難しくなるので、そうしたことも含めて、担当者会議、管理者会の中でも話し合われてくるとは思いますが、例えば共同でやるような可能性があるのか。今のところ、その点についてどのように考えているかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

私としては基本的に、せっかくこうした組合があるので、組合でこうした環境問題へしっかりと対応していただきたいなというふうに思うので、他の市町村と協力して、そういう点でももう少し密にいろいろとやっていただければなと思うので、その点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、低速回転式破砕機のほうですけども、状況は大体分かりましたが、もともとそもそも高速とNo. 1 とNo. 2 という形で建設計画がされていたわけ

ですけれども、ごみ処理の計画の関係でどういうふう to それぞれ当てるということになっていたのか。家電リサイクル法とかの影響によってNo.2を使わなくなったという話もありましたが、何でそういう形になってしまったのかについて、もう一度確認をしたいと思いますのでお願いします。

それから、2点目の災害時の対応ですけれども、現在のNo.1とNo.2をフルに稼働するとどのくらいの能力があるのかということと、それから現状でいうと余力がどのくらいあるのかについてお尋ねをします。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

まず、1点目でございますが、プラスチックの資源の循環がどういう形がよろしいかということでございますが、組合としましては、コストとあとは、CO₂の削減に考慮をして検討していきたいと考えております。

あと、2点目のプラごみの分別の関係でございますが、まだ詳細が分かっておりませんので、詳細を把握しながら、国の動向を把握していきたいと考えております。組合で一括でプラの取扱いをしたかどうかということでございますが、この辺につきましても現状でも市町村によって対応が違いますので協議をしていきたいと考えております。

あと、ごみの処理量の計画でございますが、すみません、ちょっと手元に今資料がございませんので、後日対応させていただきたいと考えます。

No.1とNo.2の能力の関係でございますが、No.1が1日に5時間稼働の27トン、No.2が1日に55トンですので、1時間に11トン、5時間稼働でという能力を有しております。以上でございます。

○3番（真野和久君）

先ほど、プラスチックごみの処理について、共同でやっていくのかについても含めて考えていきたいという話だったので、ぜひそういうことも含めて考えていただきたいと思いますと思うのと、やはり今現状の市町村のプラごみの収集の在り方というのが大きく変わってくると思うんですが、そうした点も含めて協議していただきたいと思いますというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議 長

これで一般質問を終わります。

続きまして、日程第8、「諸般の報告について」は、監査委員から例月出納検査の結果、令和3年1月分から8月分までの各月の一般会計の関係帳簿は正確であると報告がございました。

次に、本日配付資料の八穂クリーンセンター操業期間延長に係る協議について、説明を事務局からいたさせます。

○事務局長

本日お配りしました八穂クリーンセンター操業期間延長に係る協議について説明いたします。

八穂クリーンセンターの操業期間につきましては、操業協定書により、平成14年4月1日からの30年、令和14年3月31日までとなっており、その10年前である令和4年3月31日までに次期工場の建設予定地を提示することになっております。

そのため、操業期間についての協議を平成30年5月31日に当時の管理者である津島市長及び地元の弥富市長に協議開始の挨拶に行っていたいただき、それ以降、協議を続けてまいりましたが、現在のところ合意に至っておりません。

今後も、地元の意見をお聞きしながら管理者会で協議し、進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議 長

説明が終わりました。

議案配付に併せて事前の資料配付がされました経過報告と併せて、質問を受けます。

質問はありませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質問がないようですので、これをもって報告を終わります。

以上をもちまして、本会議に付議されました案件は全部議了されました。

閉会を宣するに当たり、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（愛西市長）

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございました。提案いたしました案件につきましても慎重に御議論をいただき、また御承認及び御議決をいただきまして、誠にありがとうございました。

だんだん朝夕、随分涼しくなってきましたが、議員各位におかれましては、どうぞ御自愛をいただき、それぞれの立場で御活躍されることをお祈り申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議 長

これをもって令和3年第2回海部地区環境事務組合議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

（午後 4時04分 閉会）

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

海部地区環境事務組合

〃 議 会 議 長 吉 田 正 昭

〃 議 会 議 員 佐 藤 高 清

〃 議 会 議 員 平 野 広 行